

女川町公共空間景観形成ガイドライン

平成27年8月

女川町

1

1. 公共空間景観形成ガイドライン作成の目的

- 公共事業により整備される道路・公園・河川などの公共施設は、社会基盤として重要であるだけでなく、まちなか空間の大きな位置を占める。このため、景観に配慮した公共施設などの整備は、景観づくりの先導的な役割を担い、町民の景観に対する意識の醸成に役立つことが期待される。
- 本ガイドラインは、公共事業を、町民が誇りと愛着を持てる景観づくりへつなげていくため、公共空間における景観づくりの考え方や配慮事項を整理している。

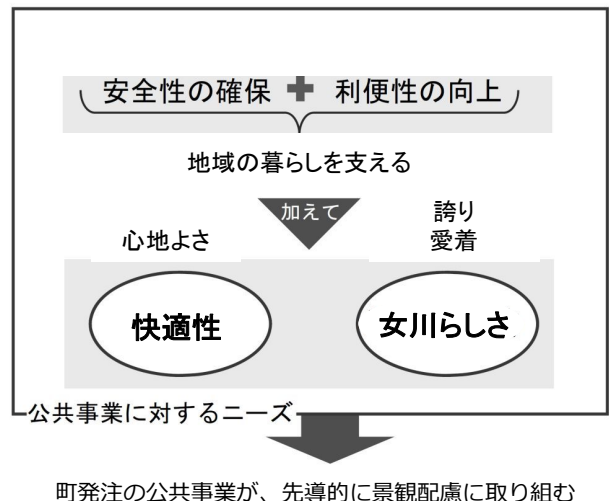
本ガイドラインが目指すところ

場所ごと、時間ごと、担当者ごとで「景観配慮の指針」が異なると、それ自体は良くても、全体として統一性がなく、煩雑な印象を与えることがある。

本ガイドラインは、公共事業において設置頻度が高い構造物などの**形状や塗装を選定する際に参考にできる指針**を設け、品格ある景観づくりを図る。

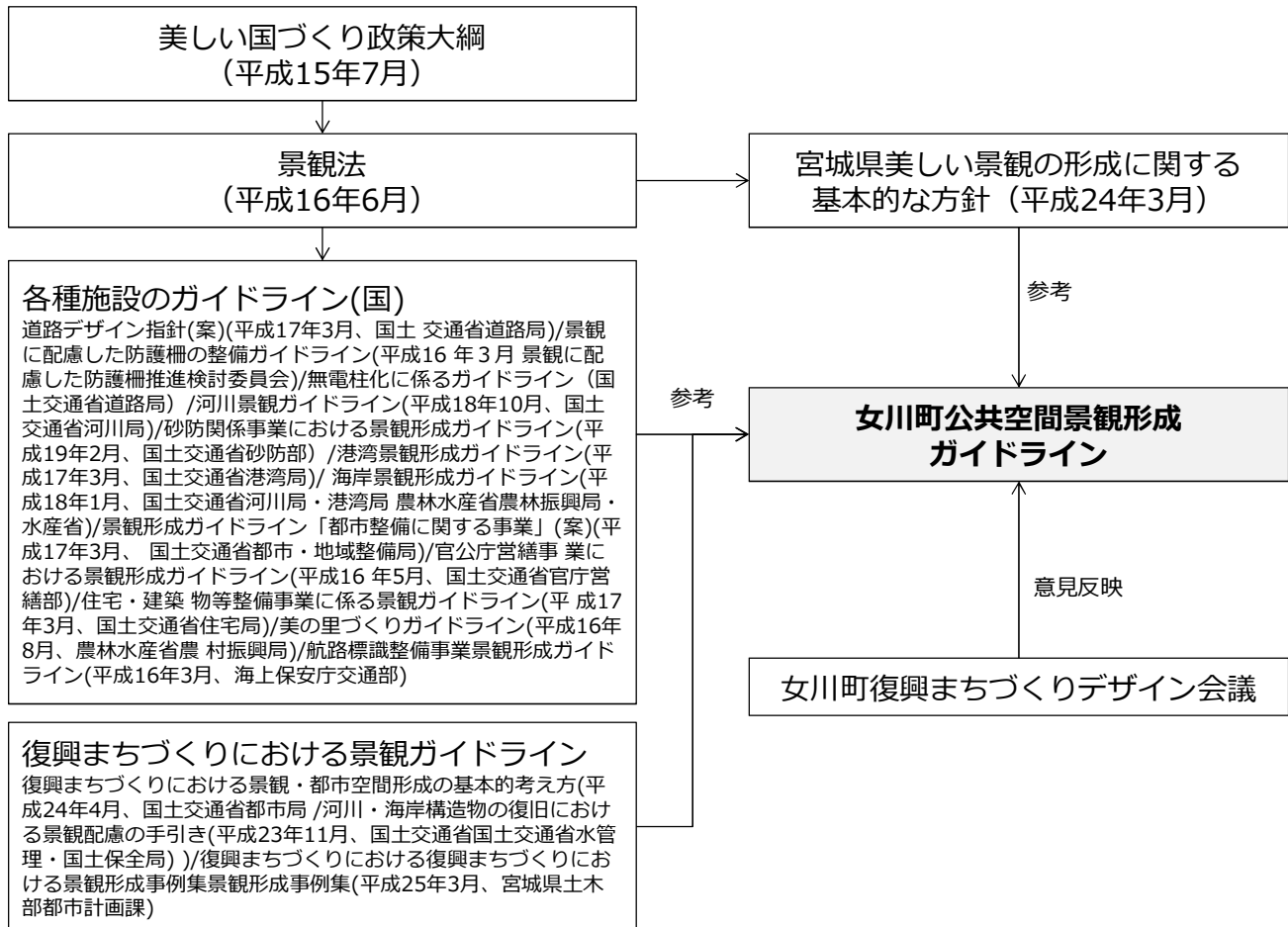
ガイドラインによる景観づくりは、個別の事業を積み重ねながら段階的に達成される。このため、ガイドラインの内容は、**適宜見直しを図り、より望ましいものへ進化**させる。

公共事業における景観配慮の役割



2

2. ガイドラインの位置づけ



3

3. 基本理念

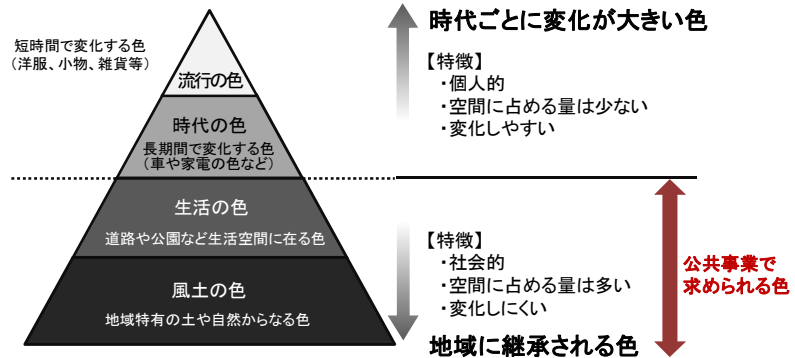
- (1)公共施設の**周辺環境が主役**、公共施設が脇役という基本認識に立ち、代替策も含め施設・設備等の必要性を十分に検討する。
- (2)**構造的合理性**に基づいた形状とする。
- (3)周辺環境・近接する他の施設などとの**景観的調和を図る**。
- (4)**素材そのものが持つ色彩・質感や特性**を活かす。
- (5)**経済的合理性**、施設の**耐久性**、**維持管理性**に配慮する。特に、海に近い場所では、耐塩型の仕様の採用に努める。
- (6)「女川町の公共建築物における木材利用の促進に関する方針」に基づき、公共性の高い建築物、公共土木工事等においては**木材の利用推進**に努める。
- (7)復興事業に関しては、早期の生活基盤の確保が大命題であり、実際の製品選定にあたっては、**市場性・納期等のスピード**に関わる要素を最優先の配慮事項とする。

4

4. 色彩ルール

- 公共施設の構造物・設備は、時代や流行に左右されない色彩を選択することが求められる。
- 構造物の色彩は、素材の色彩・質感を活かすことが基本となる。
- 塗装する場合は、周辺景観の景観を阻害させず調和を図るため、無彩色(ダークグレー)または溶融亜鉛メッキ(つや消し)を基本とする。
- ただし、電柱については、ダークブラウンまたはコンクリートの素材そのものの色とする。近接する既存施設との景観的調和を図る。

生活環境における色彩の構造



色彩選定の目安

面材(建築壁面、フェンス、ガードレールなど)の推奨色 : N-30~N-70
 線材(ビーム材、ポール類など)の推奨色 : N-20~N-40



5. 本ガイドラインが対象とする公共施設等

対象1 道路付属物、道路占用物

- (1) 防護柵
- (2) 照明施設
- (3) 電柱
- (4) ストリートファニチャー類

対象2 法面・擁壁

- (1) 法面・擁壁

対象3 交通安全施設

- (1) 信号柱
- (2) 標識類

対象4 公共空間に設置するその他施設・設備

- (1) フェンス
- (2) 防犯灯柱
- (3) 放送設備・通信設備等の柱構造物
- (4) 公園・緑地に設置する施設

6. ガイドライン

対象1 道路付属物、道路占用物

(1) 防護柵、転落防止柵、横断防止柵

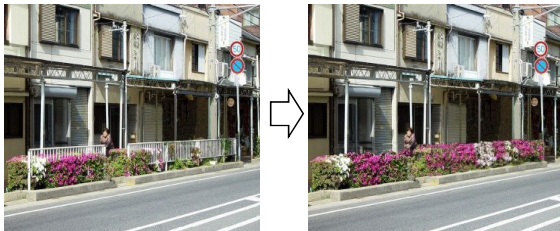
- 歩車分離は、交通安全上の支障がない範囲で縁石によることを基本とする。
- 車両用防護柵の設置が必要な場合は、環境の中で目立ちにくいガードパイプあるいはガードレールを基本とする。
- 転落防止柵、横断防止柵の形状は、縦柵式または横柵式のパイプフェンスを基本とする。
- 横断防止機能を植栽帯によって代替できる場合には、横断防止柵は設置しないものとする。
- 近接する既存施設との景観的調和を図る。



景観に配慮した車両用防護柵の例



景観に配慮した転落防止柵の例



植栽による横断防止柵の撤去例



景観に配慮した横断防止柵の例
(左写真：縦柵式、右写真：横柵式)



7

6. ガイドライン

対象1 道路付属物、道路占用物

(1) 防護柵、転落防止柵、横断防止柵

- 橋梁の防護柵(高欄)については、橋梁前後の道路に設置されている防護柵の色彩との調和に配慮する。
- 管理者が異なる区間では、形状、色彩の連続性を確認することを基本とする。
- 維持管理性、人との親和性に配慮する。

6. ガイドライン

対象1 道路付属物、道路占用物

(2) 照明施設

- 照明施設の設置が必要な場合は、アームの無いシンプルな照明柱を基本とする。
- 照明施設の灯具は、可能な限りLED灯具を採用するよう努める。
- プロムナード周辺では、夜間のまちなみの雰囲気や温かみのあるものにするため、照明施設の光色は電球色を推奨する。
- 照明施設は耐久性、維持管理性に配慮し、点検しやすく、破損しても交換しやすいものを基本とする。
- 照明施設の色彩は、周辺構造物とのバランスを考慮する。耐久性が特に求められる場所や、塗装品とすることの効果を得られない場所などでは、溶融亜鉛メッキ（つや消し）も候補とする。



規則正しく配置した照明柱の例



暖かい色（電球色）のLED街路灯の例

照明光の色温度

- 暖かい色(電球色) →3,000K (ケルビン)
- 一般的な白色(昼白色) →5,000K (ケルビン)
- 涼しい色(昼光色) →6,700K (ケルビン)

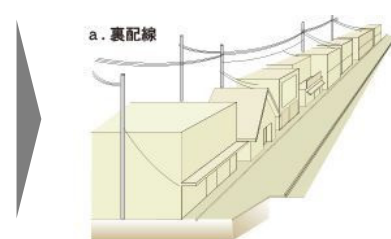
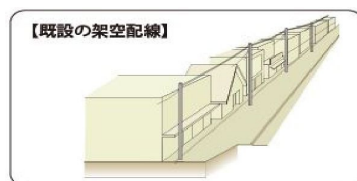
9

6. ガイドライン

対象1 道路付属物、道路占用物

(3) 電柱

- 景観に特に配慮する駅前歩行者広場、プロムナードは無電柱化により良好な景観を創出する。
- 無電柱化に伴い、電力地上機器が設置される場合には、色彩を周辺環境や防護柵、照明柱と調和させる。
- 景観に配慮するエリア（駅周辺シンボル空間の一部）においては、電柱の色彩への配慮を電力・通信業会社に要請する。



裏配線による無電柱化の考え方

6. ガイドライン

対象1 道路付属物、道路占用物

(4) ストリートファニチャー類

- ベンチ、ゴミ箱、電話ボックス、バスシェルター等のストリートファニチャーは、その配置、形態、意匠及び色彩が周辺景観に調和するよう努める。
- ストリートファニチャーは、素材そのものが持つ色彩・質感・特性を活かす。
- 木材の利用促進のため、木製のストリートファニチャーの採用に努める。



木製ベンチの例



素材の質感を活かした
煉瓦ベンチの例



景観に配慮したバスシェルターの例

11

6. ガイドライン

対象2 法面・擁壁

(1) 法面・擁壁

- 法面・擁壁の出現を可能な限り少なくする。
- 法面・擁壁をつくる場合、自然地形とのスムーズな連続性に配慮する。
- 法面は可能な限り植生の再生に努める。



自然地形と調和させた法面・擁壁の例

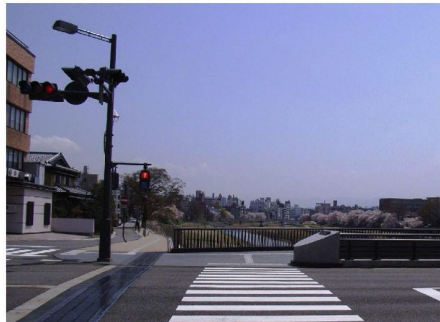
12

6. ガイドライン

対象3 交通安全施設

(1) 信号柱

- 景観に配慮するプロムナードと幹線道路の交差点では、交差点付近の道路景観が煩雑にならないよう、信号柱は、照明柱・標識柱などと共架を検討する。
- 共架しない場合には、信号柱は周辺設備との色彩的な調和を図り、周囲の景観になじむ工夫をするよう、公安委員会に協力を求める。



信号と照明を共架している例

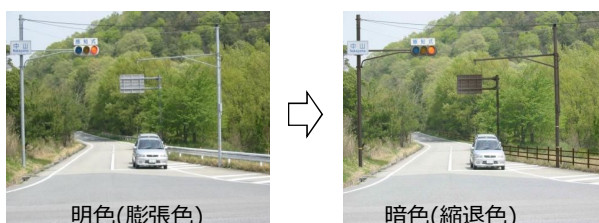
13

6. ガイドライン

対象3 交通安全施設

(2) 標識類

- 道路管理者が設置する警戒標識と案内標識の標識柱の色彩は、周辺構造物とのバランスを考慮する。ただし、耐久性が特に求められる場所や、塗装品とすることの効果を得られない場所などでは、溶融亜鉛めっき（艶消し）加工を検討する。
- 通行の支障とならないように配慮する。夜間に衝突の恐れがある標識類には、支柱に反射シートを貼るなど、視認性を確保する。
- 公安委員会が独自に設置する規制標識等についても、同様の取扱いとするよう協力を求める。
- 視線誘導標（線形誘導標示板、デリニエーター）の設置にあたっては、昼間の景観に配慮するため、多種類のを乱雑に設置しないよう、同一区間に同種類のを整然と配置する。
- 視線誘導標や車線分離標（ポストコーンなど）は、耐久性、維持管理性に配慮し、破損しても交換しやすいものを基本とする。



明色(膨張色)

暗色(縮退色)

標識柱、標識裏面の色彩を変更した例



ふぞろいな視線誘導標が設置されている例

14

6. ガイドライン

対象4 公共空間に設置するその他施設・設備

(1) フェンス

- フェンスは、できる限り透過性のあるメッシュフェンスの採用に努める。
- 木材の利用促進のため、木製フェンスの採用に努める。
- 近接する既存施設との景観的調和を図る。
- 女川町以外のフェンス設置者にも、これに準ずるよう協力を要請する。



景観に配慮したメッシュフェンスの例



景観に配慮した木製フェンスの例

6. ガイドライン

対象4 公共空間に設置するその他施設・設備

(2) 防犯灯柱

- 防犯灯を設置する場合は道路景観が煩雑にならないよう、電柱への共架を基本とする。
- 独立して設置する場合の色彩は、周辺構造物とのバランスを考慮する。ただし、耐久性が特に求められる場所や、塗装品とすることの効果を得られない場所などでは、溶融亜鉛めっき（艶消し）加工を検討する。
- プロムナード周辺では、防犯灯の光色は電球色を推奨する。



溶融亜鉛めっき加工した防犯灯柱の例

6. ガイドライン

対象4 公共空間に設置するその他施設・設備

(3) 放送設備・通信設備等の柱構造物

- 放送設備・通信設備等の柱構造物を設置する場合は、景観が煩雑なものにならないように、柱構造物はその存在を出来るだけ感じさせないシンプルな形状とする。
- 放送設備・通信設備等の柱構造物の色彩は、周辺構造物とのバランスを考慮する。ただし、耐久性が特に求められる場所や、塗装品とすることの効果を得られない場所などでは、溶融亜鉛めっき（艶消し）加工を検討する。
- 女川町以外の柱構造物設置者にも、これに準ずるよう協力を要請する。



景観に配慮した防災無線柱の例

17

6. ガイドライン

対象4 公共空間に設置するその他施設・設備

(4) 公園・緑地に設置する施設

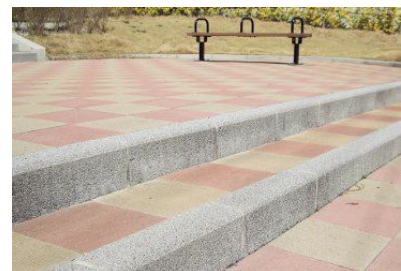
- 階段は、素材そのものが持つ色彩・質感や特性を活かすよう努める。
- 手すりには可能な限りパイプ型のシンプルなものを採用するよう努める。
- 舗装及び表面仕上げは、歩行性に配慮したものとする。
- ブロック系舗装を採用する場合は、不陸が生じないよう配慮する。
- 照明施設は、道路照明に準じる。
- ストリートファニチャーは、道路占用物に準じる。



木製階段の例



滑り止め加工を施した
コンクリート階段の例



コンクリート平板舗装の階段の例

18